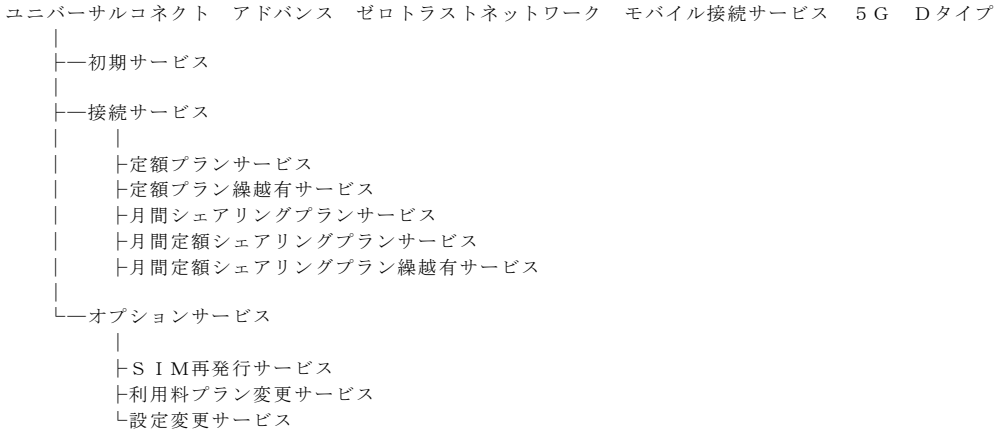


1. ネットワークサービスの提供

当社（以下「乙」という）は、ネットワークサービスの利用者（以下「甲」という）に対し、第4項記載のネットワークサービス（以下「本ネットワークサービス」という）を提供します。

2. ネットワークサービスの概要

本ネットワークサービスは、複数の甲設備間を、アクセス回線、アクセスポイント、F E N I C Sネットワークサービス用電気通信回線およびF E N I C Sネットワークサービス用電気通信設備で接続することにより、甲が、移動無線機器より5 Gパケット網およびX iパケット網を利用したパケット交換方式による電気通回線を用いてデータ通信を利用できるようにするネットワークサービスです。



3. ネットワークサービス提供の前提条件

- (1) 別途甲と乙の間において「F E N I C SⅡ ユニバーサルコネク ト アドバンス ゼロトラストネットワーク 基本サービス」および「F E N I C Sビジネスマルチレイヤーコネク ト／ビジネスV P Nプラス／ビジネスV P N／ビジネスI P／ビジネスE t h e r n e t／ビジネスW V S」の提供に関する契約がなされているものとします。
- (2) 甲は、自己の責任と費用負担で本ネットワークサービス専用の甲設備を用意するものとします。
- (3) 乙は、甲が本ネットワークサービスを利用するにあたり、ネットワークサービス用電気通信設備の安定稼働のために、本ネットワークサービスにより行われる電気通信を調査することがあります。乙は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる乙所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。また、乙は、甲が乙所定の基準を超過したトラヒック量を継続的に発生させることにより、ネットワークサービス用電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用または運営に支障を与える場合には、本ネットワークサービスの利用を制限することがあります。
- (4) 第4項（2）記載のa.ないしe.は、乙が甲に対して当該サービスが利用可能となった旨をサービス開始通知書により通知をした日（開通日）より、甲の利用があったものとみなし、従量払利用料金が発生するものとします。

4. ネットワークサービスの内容

- (1) 初期サービス
- 乙は、甲が次号のサービスを利用できるようにするために、F E N I C Sネットワークサービス用電気通信設備およびF E N I C Sネットワークサービス用電気通信回線に対して、乙所定の準備作業を行うとともに、甲に対しS I Mカード（を貸与します。甲は、本ネットワークサービスの利用期間中、乙から貸与されたS I Mカードを善良な管理者の注意をもって管理するものとします。また、甲は、本ネットワークサービスの終了時には、S I Mカードを乙に返却するものとします。
- (2) 接続サービス
- 乙は、株式会社N T Tドコモの提供する5 Gパケット網およびX iパケット網をアクセス回線として本ネットワークサービスの全部または一部を提供します。

a. 定額プランサービス

乙は、甲設備への伝送方向（下り）について最大4. 1 G b p sまで、甲設備からの伝送方向（上り）については最大5 0 M b p sまでの符号伝送可能な電気通信回線を用いてネットワークサービスを提供します。なお、乙は、特定のS I Mカードにかかる上り下り合わせた当月の通信量が、プラン容量を超えた時点で、当該S I Mカードにかかる電気通信に対して、その月の末日まで、通信速度を上り下り共に最大1 2 8 K b p sに変更するものとします。

品 目	内 容
1 0 G Bプラン	特定のS I Mカードにかかる通信量が上り下り合わせて1 0 G Bまで利用可能なプラン
2 5 G Bプラン	特定のS I Mカードにかかる通信量が上り下り合わせて2 5 G Bまで利用可能なプラン
5 0 G Bプラン	特定のS I Mカードにかかる通信量が上り下り合わせて5 0 G Bまで利用可能なプラン

b. 定額プラン繰越有サービス

乙は、甲設備への伝送方向（下り）について最大4. 1 G b p sまで、甲設備からの伝送方向（上り）については最大5 0 M b p sまでの符号伝送可能な電気通信回線を用いてネットワークサービスを提供します。なお、乙は、特定のS I Mカードにかかる上り下り合わせた当月の通信量が、プラン容量および先月度の繰り越し容量の総計を超えた時点で、当該S I Mカードにかかる電気通信に対して、その月の末日まで、通信速度を上り下り共に最大1 2 8 K b p sに変更するものとします。また、甲は、当月（1日から末日）の余った通信容量を翌月に繰り越すことが可能ですが、翌々月に繰り越すことはできません。

品 目	内 容
1 0 G Bプラン	特定のS I Mカードにかかる通信量が上り下り合わせて1 0 G B＋前月度の繰越容量分まで利用可能なプラン
2 5 G Bプラン	特定のS I Mカードにかかる通信量が上り下り合わせて2 5 G B＋前月度の繰越容量分まで利用可能なプラン

50GBプラン	特定のSIMカードにかかる通信量が上り下り合わせて50GB+前月度の繰越容量分まで利用可能なプラン
---------	---

c. 月間シェアリングプランサービス

乙は、甲設備への伝送方向（下り）について最大4.1Gbpsまで、甲設備からの伝送方向（上り）については最大50Mbpsまで符号伝送可能な電気通信回線を用いてネットワークサービスを提供します。なお、乙は、複数のSIMカード（以下「シェアリンググループ」という）にかかる上り下り合わせた当月の通信量の総和（以下「実送受信量」という）がプラン容量を超えた場合、実送受信量から利用料に含まれるデータ送受信量（以下「基本送受信量」という）を差し引いたデータ送受信量に応じた超過利用料を加算して、甲より収受するものとします。その際、超過利用料は100MBごとに加算されるものとします。

品 目	内 容
月間1GBシェアリングプラン	シェアリンググループの基本送受信量が1GBまで利用可能なプラン
月間3GBシェアリングプラン	シェアリンググループの基本送受信量が3GBまで利用可能なプラン

d. 月間定額シェアリングプランサービス

乙は、甲設備への伝送方向（下り）について最大4.1Gbpsまで、甲設備からの伝送方向（上り）については最大50Mbpsまでの符号伝送可能な電気通信回線を用いてネットワークサービスを提供します。なお、乙は、シェアリンググループにかかる実送受信量がプラン容量を超えた場合、当該シェアリンググループにかかる電気通信に対して、その月の末日まで、通信速度を上り下り共に最大128Kbpsに変更するものとします。

品 目	内 容
月間定額1GBシェアリングプラン	シェアリンググループの基本送受信量が1GBまで利用可能なプラン
月間定額3GBシェアリングプラン	シェアリンググループの基本送受信量が3GBまで利用可能なプラン

e. 月間定額シェアリングプラン繰越有サービス

乙は、甲設備への伝送方向（下り）について最大4.1bpsまで、甲設備からの伝送方向（上り）については最大50Mbpsまでの符号伝送可能な電気通信回線を用いてネットワークサービスを提供します。なお、乙は、シェアリンググループにかかる実送受信量がプラン容量を超えた場合、当該シェアリンググループにかかる電気通信に対して、その月の末日まで、通信速度を上り下り共に最大128Kbpsに変更するものとします。なお、実送受信量が規定通信量を下回る場合は、当月（1日から末日）に余った通信容量を翌月に繰り越すことが可能ですが、翌々月に繰り越すことはできません。

品 目	内 容
月間定額1GBシェアリングプラン繰越有	シェアリンググループの基本送受信量が1GB+前月度の繰越容量分まで利用可能なプラン
月間定額3GBシェアリングプラン繰越有	シェアリンググループの基本送受信量が3GB+前月度の繰越容量分まで利用可能なプラン

f. SIM再発行サービス

乙は、甲が乙から貸与されたSIMカードが紛失または故障・損壊した場合には、甲の申し入れにより代替のSIMカードを再発行します。なお、故障・損壊の場合、SIMカードの再発行は、乙によるSIMカードの故障・損壊状況の確認後とします。

g. 利用料プラン変更サービス

乙は、甲が同一プラン内の容量プランを変更して利用するための、プラン変更を実施します。

h. 設定変更サービス

乙は、甲が本ネットワークサービスの利用にあたり、DNSやブールアドレスの設定変更、ゲートウェイ利用サービスの帯域の変更などをする場合に、甲が当該変更後も本ネットワークサービスを継続して利用できるようにするために所定の作業を実施します。

5. 提供区域

本ネットワークサービスにおけるアクセス回線の提供区域は、株式会社NTTドコモの5GサービスおよびXiサービスの提供区域に準ずるものとします。

6. 接続サービス提供時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの提供時間帯は、24時間365日とします。ただし、利用規約に基づき、乙は、利用サービスの提供を中断することができるものとします。

7. 接続サービスサポート受付時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスのサポート受付時間帯は、24時間365日とします。

8. 接続サービスサポート対応時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスのサポート対応時間帯は、月曜日から金曜日まで（祝日および乙の指定する休業日を除く）の9時から17時30分までとしますが、利用停止に関する対応サポートは24時間365日とします。ただし、アクセス回線のサポート対応時間帯は、株式会社NTTドコモのサポート対応時間帯に準ずるものとします。

9. 料金月

本ネットワークサービスにおける料金月は、毎月20日締めとし、前月21日から当月20日とします。

10. 甲の中途解約について

本ネットワークサービスのうち接続サービスにおいては、利用規約の定めにかかわらず、中途解約料金を以下の金額とするものとします。

- (1) サービス実施開始日より1年を経過していない時点での中途解約については、1回線あたり20,000円
(2) サービス実施開始日より1年経過したが基本実施期間内での中途解約については、1回線あたり10,000円

11. サービスの実施期間について

利用規約の定めにかかわらず、乙は、6か月以上の予告期間を置いて本ネットワークサービスを終了できるものとします。

12. 免責事項

本サービスの提供の義務は接続サービス提供開始時に乙が別途定める機器および当該機器に対応するOS（以下あわせて「対応機器等」という）に対してのみに限られるものとし、乙は甲が対応機器等を変更したこと起因して本サービスの提供ができない場合についてはいかなる法律上の責任も負わないものとします。

13. 品目一覧

本ネットワークサービスの品目は、以下のとおりとします。

品 名	型名	備 考	支払種別	単位
モバイル接続サービス ZTN 5G Dタイプ SIMレンタル 初期費	NS2H112S	SIMのみ貸与	従量料金制（従量払）	式
モバイル接続サービス ZTN 5G Dタイプ 10GB 利用料	NS2H137G	通信量上限：10GB	従量料金制（従量払）	ID
モバイル接続サービス ZTN 5G Dタイプ 25GB 利用料	NS2H136G	通信量上限：25GB	従量料金制（従量払）	ID
モバイル接続サービス ZTN 5G Dタイプ 50GB 利用料	NS2H135G	通信量上限：50GB	従量料金制（従量払）	ID
モバイル接続サービス ZTN 5G Dタイプ 3GB 利用料	NS2H138G	通信量上限：3GB	従量料金制（従量払）	ID
モバイル接続サービス ZTN 5G Dタイプ 10GB繰越有 利用料	NS2H141G	通信量上限：10GB＋繰越分	従量料金制（従量払）	ID
モバイル接続サービス ZTN 5G Dタイプ 25GB繰越有 利用料	NS2H140G	通信量上限：25GB＋繰越分	従量料金制（従量払）	ID
モバイル接続サービス ZTN 5G Dタイプ 50GB繰越有 利用料	NS2H139G	通信量上限：50GB＋繰越分	従量料金制（従量払）	ID
モバイル接続サービス ZTN 5G Dタイプ 3GB繰越有 利用料	NS2H142G	通信量上限：3GB＋繰越分	従量料金制（従量払）	ID
モバイル接続サービス ZTN 5G Dタイプ 月間1GBシェアリング 利用料	NS2H144G	月間1GBシェアリング	従量料金制（従量払）	ID
モバイル接続サービス ZTN 5G Dタイプ 月間3GBシェアリング 利用料	NS2H143G	月間3GBシェアリング	従量料金制（従量払）	ID
モバイル接続サービス ZTN 5G Dタイプ 月間シェアリングプラン 超過料	NS2H149G	100MB毎	従量料金制（従量払）	式
モバイル接続サービス ZTN 5G Dタイプ 月間定額1GBシェアリング 利用料	NS2H146G	月間定額1GBシェアリング	従量料金制（従量払）	ID
モバイル接続サービス ZTN 5G Dタイプ 月間定額3GBシェアリング 利用料	NS2H145G	月間定額3GBシェアリング	従量料金制（従量払）	ID
モバイル接続サービス ZTN 5G Dタイプ 月間定額1GBシェアリング繰越有 利用料	NS2H148G	月間定額1GBシェアリング繰越有	従量料金制（従量払）	ID
モバイル接続サービス ZTN 5G Dタイプ 月間定額3GBシェアリング繰越有 利用料	NS2H147G	月間定額3GBシェアリング繰越有	従量料金制（従量払）	ID
モバイル接続サービス ZTN 5G Dタイプ SIM再発行費	NS2H113S		従量料金制（従量払）	式
モバイル接続サービス ZTN 5G Dタイプ 利用料プラン変更費	NS2H114S	現行プランから他のプランへの変更時に契約必須（回線毎）	従量料金制（従量払）	ID
モバイル接続サービス ZTN 5G Dタイプ 設定変更費	NS2H115S		従量料金制（一括払）	式

[変更内容]

（2022年3月31日）本別表を適用します。

（2023年4月27日）第3項（4）を追記しました。

本別表では、以下の略称を用いています。

略 称	名 称
5 G	第5世代移動通信システム
S I M	S u b s c r i b e r I d e n t i t y M o d u l e
G B	G i g a B y t e
G b p s	G i g a b i t s p e r s e c o n d
M B	M e g a B y t e
M b p s	M e g a b i t s p e r s e c o n d
K b p s	K i l o b i t s p e r s e c o n d
D N S	D o m a i n N a m e S y s t e m

以 上